

# 第1回 山陰近畿自動車道 浜坂道路Ⅱ期計画検討懇話会

日 時：平成26年8月26日（火）16：00～17：00

場 所：兵庫県新温泉庁舎 大会議室

## 次 第

- 1 開会挨拶
- 2 出席者紹介 [資料①]
- 3 規約の承認について [資料②]
- 4 座長挨拶
- 5 議 事  
    (1) 山陰近畿自動車道の進捗状況  
    (2) 懇話会の進め方 [議事資料]  
    (3) 意見交換
- 6 その他
- 7 閉会

## 第1回 山陰近畿自動車道 浜坂道路Ⅱ期計画検討懇話会 出席予定者名簿

No.	委員		代理出席
1	美方郡 新温泉町副町長		
2	新温泉町自治連合会長		
3	新温泉町自治連合副会長		
4	新温泉町商工会長		
5	浜坂漁業協同組合長		
6	新温泉町婦人会長		
7	新温泉町浜坂自治区長		
8	新温泉町大庭区区長協議会長		
9	新温泉町戸田区長		
10	新温泉町三谷区長		
11	新温泉町若松町区長		
12	新温泉町析谷区長		
13	新温泉町七釜区長		
14	新温泉町西浜財産区管理会長		
15	新温泉町諸寄財産区管理協議会長		
16	新温泉町居組区有財産管理協議会長		
17	浜坂観光協会長		
18	湯村温泉観光協会長		
19	新温泉土木事務所長		

(事務局)

1	新温泉町役場 建設課長		
2	新温泉町役場 建設課 課長補佐		
3	県新温泉土木事務所 所長補佐 兼 浜坂道路第1課長		

## 山陰近畿自動車道 浜坂道路Ⅱ期計画検討懇話会 規約(案)

(目的)

第1条 山陰近畿自動車道 浜坂道路Ⅱ期計画検討懇話会(以下「懇話会」という。)は、山陰近畿自動車道新温泉町栃谷～居組間(以下「浜坂道路Ⅱ期」という。)の計画策定にあたり、地域住民と新温泉町、兵庫県が情報を共有しながら、地域住民の意見をとりまとめることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 浜坂道路Ⅱ期の整備に関し、地域住民の意見を聞き、その対応を検討する
- (2) ルート選定に先立つ概ねのルート帯検討にあたり、情報共有を行った上で、配慮が必要な事項、地域住民意見をとりまとめる。
- (3) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 懇話会は、別表に定める委員をもって構成する。

(座長)

第4条 懇話会に座長をおく。

- 2 座長は、新温泉町自治連合会長とする。

(会議)

第5条 懇話会の会議(以下「会議」という。)は、座長が招集する。

- 2 懇話会は、委員及び委員の委任を受けた代理人の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を定め、その者を出席させることができる。
- 4 座長は、運営のため必要と認められる場合には、委員以外のものを会議に出席させ意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、新温泉町建設課、兵庫県新温泉土木事務所浜坂道路第1課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年 月 日から施行する。

別表 懇話会構成員

委 員	新温泉町自治連合会長 (座長)	
	新温泉町自治連合副会長	
	新温泉町商工会長	
	浜坂漁業協同組合長	
	新温泉町婦人会長	
	美方郡 新温泉町副町長	
	新温泉町浜坂自治区長	
	新温泉町大庭区区長協議会長	
	新温泉町戸田区長	
	新温泉町三谷区長	
	新温泉町若松町区長	
	新温泉町栃谷区長	
	新温泉町七釜区長	
	新温泉町西浜財産区管理会長	
	新温泉町諸寄財産区管理協議会長	
	新温泉町居組区有財産管理協議会長	
	浜坂観光協会长	
	湯村温泉観光協会长	
	兵庫県 新温泉土木事務所長	

# 山陰近畿自動車道 浜坂Ⅱ期計画検討懇話会

議事資料

## 懇話会の進め方（案）

項 目	内 容	開 催 時 期
第 1 回	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 懇話会の進め方</li><li>・ Ⅱ期事業への期待及び意見</li></ul>	平成26年8月26日 兵庫県新温泉庁舎
第 2 回	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ルート帯検討に際しての配慮事項</li><li>・ 意見交換</li></ul>	平成26年11月下旬 (予 定)
第 3 回	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 道路概略設計</li><li>・ 自然環境調査</li><li>・ 意見交換</li></ul>	平成27年2月 (予 定)
第 4 回	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 第3回意見を踏まえたとりまとめ</li></ul>	平成27年7月 (予 定)

※ 回数の増減は、状況に応じ柔軟に対応する。